

・ ・ 根本正と気象災害 ・ ・

明治時代の気象災害の歴史

明治三大水害

明治 29 年	(1896) 9月の台風・ ・ 関東・東海・近畿・四国地方で死者 1250 名、建物流失損壊 73 万棟、堤防破損 4500Km、橋梁流失破損 8.9 万か所 利根川流域では、浸水面積 81700ha、流失家屋 2796 棟、全壊家屋 2121 棟
明治 40 年	(1907) 8月台風性豪雨・ ・ 関東・中部地方特に山梨県に大水害発生。死者行方不明 233 名、流失家屋 4500 戸、山崩れ 3353 か所、堤防決壊破損か所 140Km 利根川浸水面積 78000ha、霞ヶ浦も氾濫
明治 43 年	(1910) 8月梅雨前線と 2つの台風・ ・ 全国死者行方不明者 2497 名、流失家屋 3832 戸、全壊家屋 2765 戸、決壊 7063 か所、山崩れ 18799 か所。 利根川堤防が破堤、氾濫。江戸川・荒川も氾濫し東京が大氾濫

久慈川・那珂川の水害

明治 23 年 (1890)	8月の洪水・ ・ 久慈川と里川、茂宮川が氾濫し大洪水にみまわれる。 死者 500 人余、家屋流失 1,800 戸、浸水家屋 10,000 戸 那珂川水位 6m、川筋は一面溢水
明治 35 年 (1902)	9月の洪水・ ・ 台風が最大瞬間風速 34m、久慈川流域に大風水害 那珂川水位 6.24m、水戸全壊 89 戸、半壊 67 戸
明治 43 年 (1910)	3月の暴風雪・ ・ 千葉・茨城沖を突然の暴風雪でマグロ漁の漁師が多数の犠牲者が出る 湊・平磯の漁船が巻き込まれ 1000 人近い死者行方不明者が出る
同年	8月の 2つの台風・ ・ 久慈川額田村・村松・幸久村 7m から 8.5mの増水・氾濫・堤防決壊。郡戸村新地・里川・西小沢村・東小沢村堤防決壊し一面泥海に浸る 那珂川青柳の水位 7m、水戸浸水 688 戸、枝川浸水 66 戸、家屋流失 3 戸
明治 44 年 (1911)	7月の台風・ ・ 瓜連村久慈川 100m決壊、幸久村推移 6~7m水位堤防決壊、機初村は集落水没。 那珂川千波湖氾濫
以後大正 2・3・6・9・10・11 年、昭和 3・4・5・7・9・10・13 年にかけて那珂川・久慈川では頻繁に洪水が起きている	



台風一過の久慈川



明治 43 年の利根川洪水 佐原市



③可恐(おそろべし)
(茨城県大子町)



明治23年(1890)8月7日、久慈川は未曾有の大洪水に見舞われ、河川の水位は平時と比べて約6m増水した。この地域では、田畑約3haが流された。旧大子村の被害は溺死者4名、流失家屋13棟、浸水家屋250戸余を数え、町家の大半が浸水した。碑は建立時より高い位置に移設されている。

④築堤記念碑
(茨城県常陸大宮市)



昭和13年(1938)9月1日と昭和16年(1941)7月22日の豪雨では、天明年間以来の大洪水が発生した。水位は8mに及び、野口地区は濁流に襲われ、耕地は20haが流され、家屋は約30棟が浸水し、被災者は約200名に及んだ。

⑤久慈川改修記念碑
(茨城県常陸太田市)



久慈川では明治以降昭和20年代まで34回もの大洪水や風水害の記録がある。豪雨に襲われると河川は幾度も氾濫、山崩れを誘発し、あるいは堤防を決壊して、たびたび人命を奪った。碑には天明6年(1786)以降、アイオン台風(昭和23年(1948))に至る洪水被害の歴史とともに、河川改修整備の経過が記されている。

⑥洪水記念
(茨城県水戸市)



昭和13年(1938)は那珂川の氾濫により3ヶ月の間に3回の洪水が発生し、県下では崖や道路の崩落、橋や家屋の流失、耕地の埋没などの大被害が発生し、この村も大きな被害を被った。特に9月1日の氾濫では上流側の栃木県の降水量が多かったため濁流となり、流域各地は泥海となった。天災は逃れる事はできないが、人の力が及ぶ範囲は努力しなければならない。

その他の災害

明治 24 年 10 月	濃尾震災 (愛知・岐阜県)
明治 26 年	風蝗災 (佐賀県)
明治 27 年 10 月	庄内震災
明治 29 年 8 月	陸羽震災 (秋田)
明治 30 年 7~10 月	新潟水害
明治 31 年 8~10 月	山梨県、関東、北海道に台風被害
明治 35 年 7~9 月	北日本の大冷害 (明治凶作群 M38・M39・大正 2 年まで) 九州・中国・中部地方・東京台風被害
明治 38 年 8~9 月	北九州台風被害

維新後の災害による地租免除・救済に関する法律 (概要)

○明治 6 年 7 月 地租改正法 年貢 (物納) から地価の 3% の金納に改正

原則として豊作凶作に関わらず地租の増減はない

地租の減免は天災により土地が耕作不適地になった場合は復旧までは免税か無税とした

○明治 13 年 6 月 備荒貯蓄法 被災農民救済に備え事前に基金として積立てて準備しておき被災者の救済と税の減免・延納という総合的な共済制度

凶作のために生活必需品の支給や地租の補助又は貸与する社会保障制度の

一環。今でいう災害救助法や農業共済制度（明治32年廃止）

- 明治 17 年 3 月 地租条例新設（明治 6 年の地租改正条例を改めたもの）「荒地免租」で災害に
対応免租期間は被害を受けた年から原則 10 年を限度とした
- 明治 34 年 4 月「水害地方田畑地租免除に関する法律」（「明治 34 年第 27 号」）水害で収
穫皆無となった田畑の地租免除を認める法律が制定され、特別立法を待たずに
罹災後 30 日以内に免除申請が出来るようになる。
- 明治 35 年 北日本の大冷害のため凶作が酷く、同年 17 議会に「災害地地租延納法案」
（政府案）を提出も議会在解散し審議せず。
- 明治 36 年 2 月 勅令第 8 号「災害地地租延納に関する件」が公布され明治 35 年以降の
震災・虫害・雹害の地租の免除ではなく 3 年以内の地租延納が出来ることにな
る。又施工前 1 年以内（明治 35 年分）に限り水害、虫害、風害、干害の罹災
した田畑にも準用する。

根本正の国会の中での水害・災害に関する活躍

○明治 36 年 5 月第 18 回議会「災害地地租免除に関する法律案」（木村半兵衛他提出）、「災
害地地租免除に関する法律案」（矢島中他提出）と、「明治 34 年第 27 号中改正法律案」
（内山吉太提出）の三案を 1 つとして「災害地地租免除に関する法律案」として審議

明治 36 年 5 月 18 日災害地地租免除に関する法律案委員会 委員長に根本正 就任



政府委員若槻礼次郎



・・地租改正当時(M17 年地租条例)に於ては数年の収穫
を平均して之を標準とし地価を定めまして年々の豊凶に
依て地租の増減をせぬという方針を取ったのでございま

す夫れは地租条例の明文に書いてある所でも明瞭であろうと存じますそれで地租条例に
依て免除せられる場合は地形の変更した場合に限るものでございまして地形の変更がなく
唯収穫のとれんと云う場合は旧備荒貯蓄法に於て地租の補助又は貸与を受けることが
出来る様になって居るのでございす然るに備荒貯蓄法が廃止せられましたのに依て 29
年の水害以来、年々特別法を設けて一時地租を免除することになって居りました併しな
がら水害に就てそう度々臨時法を設けて特別処分をすることは実際に於て不良の結果を
生じまするので又予期せられない多額の免租することがあるのでございす 夫れ故に
寧ろ永久の法律を作つてそう云う場合に適用したら宜しかろうと云うことで一昨年 27 号
の法律を制定してある次第でございす夫れに付て本院に於て水害以外の災害に付ても
同様のものを作ると云う考で既に法律案を可決せられましたが貴族院に於ては一般の災
害に付き免租法を設くることは宜しくないと否決せられた故に夫等の意見も参酌し地
租条例の方針も考へて此の如き場合に最も適當する救済方法は備荒貯蓄法の定めまし
た様なものが最も宜しかろうと云う見込で延納法案を 17 議会に発案した次第でございま

す・・東北地方では何等かの救済方法を必要として議会開会まで待つことが出来ぬと云う有様で茲に提出せられた案を其儘勅令として緊急施行した次第でございます」

根本正・・「今日の問題は災害地地租免除と云う事であるがこれは固より栃木茨城地方一般にご承知の通りの損害を来して居るのでございますが夫れに付いて知事の上申かあるいは見解の決議したこともあらうかと思ひますから直接でなくとも損失をして居る細かな事情を御述べになったら委員の参考にならうと思ひます」



政府委員吉原三郎・・「天災の為に被った損害は府県知事から報告になって居るが此事は私の主幹ではないので・・別に書類も何も持って居らぬのでございます 災害に就ては随分積極的に損害を被ったものの報告も来て居りますが水のために家が潰れた、学校が倒れたと云うようなことは大きいことでなかなか難しうございますが先ず大体の上からは斯うであるとする事は鑑定を着けた積りでございます併し細かいことになると各々見る人に依て違ふので正確なお話が出来ませんのでございますが併し水害の一番酷いのは茨城栃木福島千葉群馬夫れから東北宮城と云うような所で夫れから青森で飛んで富山が天災のために損害を受けて居る是が主なる部分で県知事から色々のことを云うて来て居るものもでございますが随分中には実行の出来ない様なものもでございます」

平島松尾・・「大蔵省の人のお話より私は尚一層事情の著しいのがあらうと考えますのは随分茨城県などでは並木が根こそぎにされて片っ端から倒れて居るようなことでございましてなかなか5年3年の平均ものではなく非常なる被害である 何か是はお調べになつて大体の統計だけでも宜しうございませうから至急に賜りとうございませう」



政府委員吉原三郎・・「夫れでは表にして上げることに致しましょう、夫れから救済のことに付ては大体の上から云うと政府は被害の人民には自活の途を与えることを主として居りますので町村県に自活の途を立てさして例えば薪炭の材の如きものは被害民に限つて特別安価にするとか又人夫必要の場合には成るべくそう云う方向から備入ると云うように総て収入の方も支出の方も便利を図つて成るべく被害人民の為に利益になるようにやりつつあるのでございまして徒にも物をやると云う事をせずして自活の途を立ててやると云う方針でございます」



災害地地租免除に関する法律案委員会 (5月27日 委員長根本正)

榊原経武・・「私は三案を折衷して修正説を提出いたします第一項の府県又は数府県の全部又は一部に亘れる云々とあるのを「一府県又は数府県及び北海道」と修正いたします夫れから第二項に於て罹災後六十日以内と三十日以内と二つあるが段々聞いて見ますると是は三十日以内が相当であると思ひますから是は三十日以内とする 夫れから不測の所で一項は同じ文章であるから是は宜しい 夫れから第二項は「明治三十四年法律第二十七号は本法施行の日より之を廃止す」とする意見を提出いたします」

政府委員若槻礼次郎・「決議になる前にちょっと一応申し上げておきます。ご修正になった法案に依りますると結局水害以外の災害即ち天候不良と云うようなことの為に被害に遭った場合は免租する様な精神であろうと思うのであります。是は即ち勅令を出しました時に少し申し上げたが災害の場合収穫のない時には是が救済方法として結局は延納を許すと云う事であったのであります。是は二十年来其方法に依って居ったのであります。兎に角二十年間は夫れで平穩に事実救済されて居ったのであります。夫れで地租延納を許して是で以て十分救済の途が立つということで現に執行して居るのでございます。夫れで此上水害の上に免除を執行する必要はないと思ひますので免租の如き法律を御作りにならぬことを希望します」

上埜安太郎・「榊原君に賛成」 (「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり)

根本正・「ご異議がなければご同意と認めます」



上埜安太郎・「私は希望を述べて置きます。何うか此案は極く緊急の案でございますから何うか委員長に於て成るだけ此案の通過する様にお取扱いを願ひたい。夫れで成るべくなれば是非二読会三読会を省略して直ちに即決せられんことを委員長からご報告を願ひます」

根本正・「承知いたしました今日にも取扱う様に致しましょう。夫れでは今日は閉会いたします」

本会議 (M36.5.28) 第一読会

根本正・「三案が一つとなりまして、其表題を「災害地地租免除に関する法律案」と改めて、委員会は満場一致を以て可決致しました。その理由を聊か申し述べます。現行の「田畑地租免除の法律」と云うものは単に水害のみでありましたけれども、其れでは蟲害、風害、霜害、雹害、其他天災に就いての害を受けた処の田畑より、地租を取らぬではならぬと云うような、誠に不公平なる法律であります。故に此の度は「災害又は天候不順に因り府県及び北海道の全部若しくは一部に互り収穫皆無に歸したる田畑の地租は其年分に限り之を免除す」二に「前項に依り免租の処分を受けむとする者は罹災後 30 日以内に其の事実を証明し主務官庁に出願すべし」「本法に依り免除したる地租は法律上総ての納税資格中より控除せず」附則「本法の規定は之を本法施行前一年間に災害を被りたる田畑に準用す但し出願期間は本法施行の日より 30 日以内とす」「明治 34 年法律第 27 号は本法施行の日より之を廃止す」斯う云う法律になります。殊更に議論がございましたのは、此皆無と云う文字に就いて委員の内にもいろいろ質問もありましたけれど、大蔵省の政府委員の答に依りますれば、皆無と云うものは、災害のあつた時分其主作—主なる作がなかつたならば即ちそれが皆無となつて、其外の小さな、即ち後の付き物の作が取れたのは、やはり是は皆無のうちに入ると云う、併しながら田の如く一作のもの時分には、即ち是は皆無は皆無であつて、その區別を付ける事は、余程むづかしいことであつて、是は其地方の即ち収税者と云うものが、それぞれその判断に依つてすると云うので、別段内訓と云うものもしないと云う訳であります。斯の如く其皆無の文字に付きましては色々議論もありましてけれど、兎に角一般の害を蒙つた所は、独り水害のみならず、総て天候のために害を蒙つた所のもは、免除すると云う法案であります。是は最も急務なる案でありますからして、今日ご採決あらんことを望みます」

とが、実際の事情の許さないと云うことがありましたがために、緊急勅令を以て延納の規定を設けて、実行致しました次第でございます、現に其緊急勅令を議院に提出して承諾を求めてある次第でありますから、若し緊急勅令を御承諾に相成って法律の力を有しますると、斯う云う場合に処する救済方法は、十分成立するのでございます、それ故に免租法と云うような、地租条例改正方針に反する様な事柄は、どうかご賛成なく、勅令に対して御承諾あらんことを、希望いたします」

第二読会に於て「本法に拠り被害調査中は地租の徴収を猶予す」「災害又は天候不順に因り収穫皆無なる田畑に準用す」を加えて第三読会で決議され貴族院に回付される。

明治 36 年 6 月 4 日衆議院本会議

恒松隆慶・・「衆議院の方の提出案は貴族院で災害地租免租に関する法律案



と云うものが修正して回付になったのでございます、是は免租と云うやつを貴族院では飛んでもない、是を延納と云うことになったのでござますが、併しながらこの場合でございますから早く日程を変更して是はやむを得ず同意とか何とか致さねばならぬと思います・・」

藤澤幾之輔



・・「賛成の意見を簡単に述べます、貴族院回付の修正意見に對しましては到底満足を表することが出来ませぬ、併しながら貴族院は最早散会を告げられた趣であります、今是を否決

致しまして、両院の協議会を開くということは、なかなか容易のことではない、然らば結局是を如何に致すかと云いますれば、勿論此案に致しまして通過致しませぬければ、本院は先に已に勅令第 8 号に對しまして、承諾を与えざることに決議致しました、そう致しますれば、地租の免除を受けんとして受けることは能わず、尚折角与えられて居った三か年延納の利益を合わせて失うと云うような結果に立至るのであります、故に不満足ではありませんけれども、此案を通過致させませぬければ、利益を囚って却って害を与うると云うことに帰着致しますから、吾々は本案に對して賛成を致します積りであります、勿論承諾を与えざることに決意致しました勅令第 8 号に比較致しますれば、彼の勅令は 3 か年だけ延納を許可すると云うことであります、本案に依りますると、10 か年の延納を許すものでありますから、此点に於て大に勝る所がある、又もう 1 箇条を勅令に依りますると云うと、無資産の者に限って、即ち無資力者に限って延納の許可を受くことが出来ることになって居りますが、凡そ地租—土地を持って居る者が例えば天災若くは氣候の不順に依りまして、一時収穫がなかつた致しましても、直に是を以て無資力者と見ると云うようなことは出来ない、無資力と云う事実が始めて延納の許可を受けることが出来ると致しますれば、名義だけ延納の許可を受けるけれども、實際に於て容易に其許可を受けることが出来ないと云うことがありますけれども、本案に依りますと云うと、無資力に限ると云うような修正はない、故に此点に於きましても、亦彼の第 8 号勅令に比較致しますれば、大に勝る所があると信ずるのであります、故に不満足ながら此修正の賛成を致します」

(「異議なし異議なし」又は「已むを得ず貴族院修正に賛成」又は「採決」と呼ぶ者あり)

副議長杉田定一 ・ ・ 貴族院の修正に御同意の御方は起立を願います
(起立者多数)

副議長杉田定一 ・ ・ 大多数—同意に決めます

○明治 36 年 6 月 16 日「災害地地租延納に関する法律」が公布

※ 水害のみは「水害地方田畑地租免除に関する法律」によって地租免除、その他の災害は「災害地地租延納に関する法律」により地租延納と 2 本立てとなる

○大正 3 年 2 月「災害地地租免除法」公布

「水害地方田畑地租免除に関する法律」と「災害地地租延納に関する法律」を地租免除に統一する法律となった

その他の根本正の災害関係の発言

明治 41 年 2 月 治水事業費繰延復活に関する建議案委員会 (第 24 回帝国議会)

明治 41~43 年度の治水事業予算定額 300 万円を国庫の都合で 50 万円ずつを繰延べ、44~46 年度はその分増額する政府の計画に対し 40 年 8 月の利根川沿岸の水害を視察し河川工事の予算復活について発言

明治 41 年 2 月 請願委員会第 7 分科会議 (第 24 回帝国議会)

明治 40 年 8 月の利根川の水害 (稲敷郡・北相馬郡) に対し応急工事と河川改修の速成について発言し採択される。

明治 44 年 1 月 請願委員会第 1 分科会議 (第 27 回帝国議会)

明治 43 年の利根川沿岸の田畑が水害に遇い夏作と冬作のどちらかが収穫されどどちらかが収穫が出来ない場合は収穫皆無として地租を免除の請願が地域の農民から出されているのを後押ししたが却下される。

明治 43 年 3 月 第 26 回帝国議会に高層気象観測に関する質問主意書を提出

明治 44 年から大正 3 年 第 27 回・第 28 回・第 30 回・第 31 回帝国議会に「高層気象観測に関する建議案」を提出し、いずれの回でも決議される。

高層気象台は大正 9 年に設置される。

おわりに

○明治時代は、近年に劣らず災害が多く又現在ほどには治水・災害対策等が未整備だった時代である。各地の度重なる災害発生、甚大化する被害の中、財政難の政府側に立つ貴族院、被災民側に立つ衆議院、財源確保と災害から国民をいかに守るか災害対策・救済の間で攻防した様子が見える。

自然災害ばかりでなく人為災害の多い現在の日本はこれらの歴史から学ぶべきものが多い。

明治三十四年四月十二日

内閣總理大臣侯爵伊藤博文
大藏大臣子爵渡邊 武

法律第二十七號
一 府縣又ハ數府縣ノ全部若ハ一部ニ互
レル水害ニ因リ收穫皆無ニ歸シタル田
畑ノ地租ハ其ノ年分ニ限り之ヲ免除ス
前項ニ依リ免租ノ處分ヲ受ケムトスル
者ハ罹災後三十日內ニ主務官廳ニ申出
ツヘシ此ノ期間內ニ申出テサル者ハ免
租ノ處分ヲ受クルコトヲ得ス
附則
本法ノ規定ハ之ヲ本法施行前一年間ニ

水害、虫害、風害又ハ旱害ヲ被リタル田畑
ニ準用ス但シ申出期間ハ本法施行ノ日
ヨリ起算ス

勅令第 8 号

第一條

災害又ハ天候ノ不順ニ因リ府
 縣ノ全部若ハ一部ニ直リ田畑ノ收穫
 皆無ニ歸シタル場合ニ於テ其ノ地租
 ヲ納ムル者ニシテ所轄稅務署ニ於
 テ納稅ノ資ヲトシト認メタルトキハ
 本令ニ依リ三年以内ノ期間ヲ以テ年
 賦延納ヲ許可スルコトヲ得
 前條ニ依リ延納ノ許可ヲ得
 上ル者ハ被害現狀ノ存スル間ニ於

第二條

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行

第三條

本令ノ規定ハ第二條ヲ除ク
 外之ヲ明治三十五年分地租ニ準用ス
 前項ニ依リ延納ノ許可ヲ得ムトスル

第四條

前條ニ該當スルコトヲ證明シ所轄
 稅務署ニ出願スル
 本令ニ依ル被害調査中ハ地租
 徵收ヲ猶豫ス

者ハ本令施行後三十日以内ニ第一條

ニ該當スルコトヲ證明シ所轄稅務署
 ニ出願スル

明治三十六年六月十五日

内閣總理大臣 伯爵 桂 大藏大臣 男爵 曾 補 策助

法律第三號

災害又ハ天候不順ニ因リ府縣及北海道ノ全部若ハ一部ニ亘リ收穫皆無ニ歸シタル田畑ノ地租ニ付テハ十年以内ノ期間ヲ以テ年賦延納ヲ許可スルコトヲ得前項ニ依リ延納ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ被害現狀ノ存スル間ニ於テ其ノ事實ヲ證明シ主務官廳ニ出願スヘシ本法ニ依リ延納ヲ許可シタル地租ハ法律上總テノ納稅資格中ヨリ控除セス

本法ニ依リ被害調査中ハ地租ノ徴收ヲ猶豫ス

附則

本法ノ規定ハ之ヲ明治三十五年分田畑地租ニ準用ス
明治三十六年勅令第八號ニ依リ延納ノ許可ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ更ニ期間ノ更正ヲ求ムルコトヲ得
前項ニ依リ延納ノ許可ヲ得又ハ期間ノ更正ヲ求ムトスル者ハ本法施行後三十日以内ニ出願スヘシ